

国民の皆様の声・集計報告票

令和4年
4月1日(金)

令和4年
~ 4月30日(日) 受付分

担当部

経営企画部広報課

国民の皆様の声 把握方法別件数	電話	HP入力フォーム	メール	FAX	来訪	合計
	0 件	1 件	0 件	0 件	0 件	0 件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	① 制度に関する提言	1 件
	② 制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0 件
	③ 法令遵守違反に関するもの	0 件
	④ その他	0 件

(主なご意見等)

項番	内容	お答え	分類
1	「給付の請求は、健康被害を受けたご本人またはそのご遺族～」となっておりますが、本人申請は理解出来るものの、本人が入院して申請出来ない場合に、本人が死亡し、遺族にならないと家族が申請出来ないのには、違和感がある。家族が代理申請出来ないように見えるのは、合理的ではない。	副作用救済給付の請求ができる方については、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法によって、給付の種類により定められています(法第十六条)。副作用救済給付の請求ができる方の詳細は下記URLをご覧ください。 https://www.pmda.go.jp/relief-services/adr-sufferers/0005.html 医療費・医療手当や障害年金の請求者は「治療を受けられた」又は「障害の状態となった」ご本人となりますが、ご本人が入院中等の理由により請求書の記入が難しい場合は、ご家族が代筆することが可能です。その場合は代筆者の氏名と続柄、連絡先を請求書余白にご記入ください。代筆者への連絡や書類の郵送をご希望される場合は、メモか手紙にその旨をご記入のうえ、請求書類に同封してください。	①